

地方税制度と地域間格差の現状と課題

(The present conditions and problem of local tax system and the difference between areas)

経営学科 壁谷順之

KABEYA, Nobuyuki

1. はじめに

平成 28 年 12 月 22 日、政府(財務省)より「平成 29 年度税制改正の大綱」が公表された。本文は 117 ページに渡るボリュームがあり、例年通り本文とは別に「大綱の概要」も同時公表されている。ここを見る限り、次年度の中心テーマは経済成長の底上げに伴う見直しや拡充を盛り込むもので、巷で話題となっている配偶者控除の見直しの他、積立 NISA の創設、中小企業税制、復興関連税制など多岐に及ぶ内容となっている。

一方、大綱を概観する限り、地方税に関する記述が少ないように見受けられる。これまでは、毎年の大綱の中で地方税についてのコメントが確保されており、全国知事会などの首長組織による要望や学術研究会の提言などを基に、今後の期待につながる内容が充実していた感が印象的であった。現内閣では「地方創生」をスローガンの 1 つに掲げるなど、地域経済の活性化や都市・地方の格差是正等の重点課題に取り組んでいる最中のはずである。こうした中、本稿では近年の地方税収の現況と、地域間格差に関する現状と課題を整理し、今後の制度のあり方について論じていきたいと考えている。

2. 近年の地方税収の現況

我が国の税制は、大きく分けて国税と地方税の 2 種類から成り立っている。前者は、所得税、法人税、消費税、相続税などの税目を中心とし、後者は、住民税(市町村民税および道府県民税)、事業税、固定資産税などの税目を中心とする。地方税は、地方自治体が徴収権を持ち、行政運営の資金源として重要な役割を果たしている。特に、道府県においては住民税と事業税の 2 税目で道府県税収の約 6 割を占め(注1)、市町村においては住民税と固定資産税の 2 税目で市町村税収の約 8 割を占めている。なお、私たちに身近な消費税のうち一部は、地方消費税として道府県に割り当てられるため、道府県税収の約 2 割を占める主要税源となっている。

近年(H16~26)の税収推移については図 1 に示す通りである。全体的に言えることであるが、税収は景気変動に左右されやすく、特に不景気の場合には所得税や法人税は大きく落ち込む傾向にある。まず、税収合計は平成 20~21 年のリーマン・ショックを境に平成 26 年度まで増収傾向にある。その内訳は、国税が税収合計と似たような傾向を描いているが、地方税は比較的横ば

い傾向にある様子が伺える。直近(H26)では、国税は過去 11 年の中で最大の税収(対前年比 12.9%増)となってリーマン・ショック前の水準を大きく超えているのに対し、地方税は緩やかな右肩上がりを維持しつつもリーマン・ショック前の水準にはまだ追いついていない。

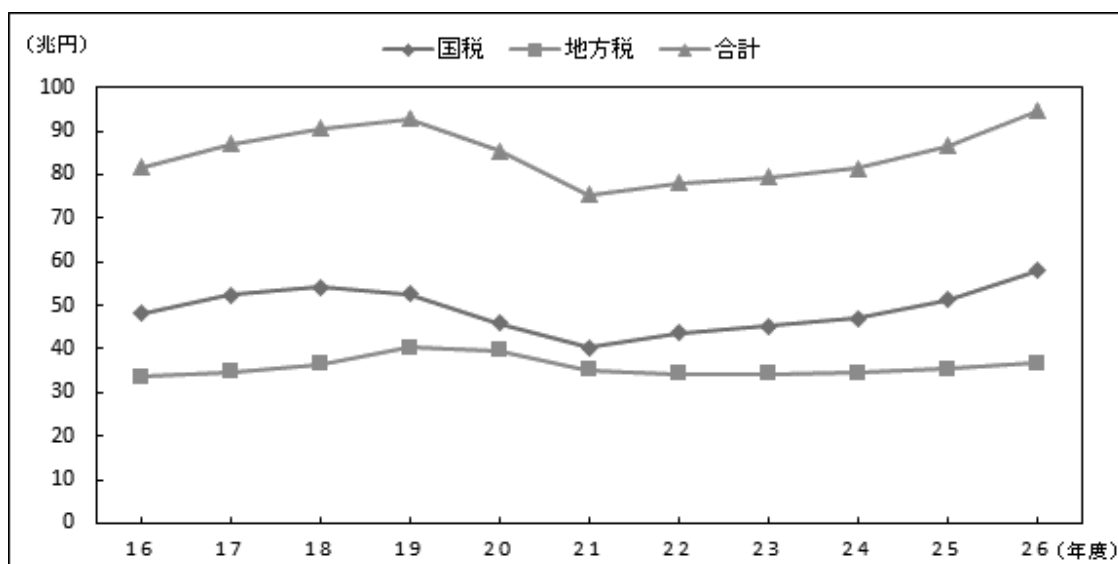


図 1 国税と地方税の推移

(総務省編(2016)『地方財政白書(平成 28 年版)』P.40 を基に作成)

3. 地域間格差に関する現状と課題

税収の地域間格差については、従来指摘されている課題の 1 つである。その際、指標として頻繁に用いられるのが「人口 1 人当たりでの税収額」である。そこで、地方税収(合計)の全国平均を 100 として、都道府県別に人口 1 人当たり税収額で比較したものが図 2 である。値が高い順に、東京都(166.5)、愛知県(121.4)、神奈川県(106.7)、静岡県(104.8)などが平均値の 100 を超えている。一方で、値が低い順に、沖縄県(65.1)、長崎県(68.5)、秋田県(68.9)、鹿児島県(69.6)などは、平均値から大きく離れている。

この図 2 によって、いくつかの現状が理解できる。まず、値が高い地域は、比較的都市部の自治体が多く、値が低い地域は、人口減少や過疎化などで悩んでいる地方部の自治体がある傾向として伺える。また、最大の東京都と最小の沖縄県を比較すると、約 2.6 倍の格差があることが分かる。このような結果は、日常、私たちが TV のニュースや新聞等で耳にするもので、比較的イメージしやすい状況であろう。すなわち、都市部にヒトやモノ・カネが集中し、地方部はその煽りを受ける傾向そのものと言えよう。税収においても明らかな現状であり、地域間格差は依然として大きく存在していることが如実である。

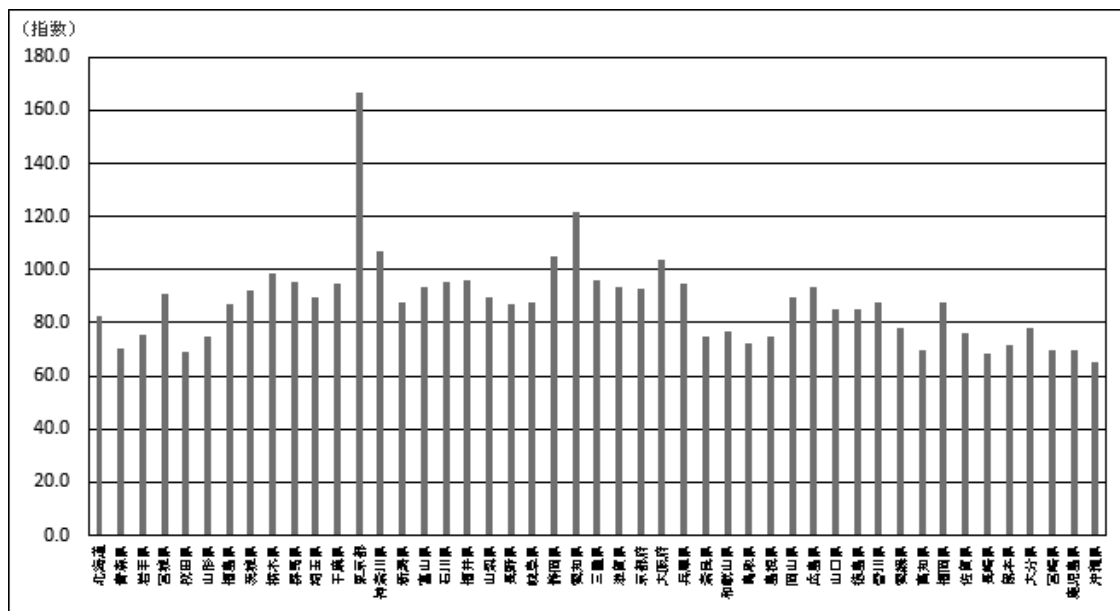


図2 地方税収(合計)の都道府県別状況(人口1人当たり税収額の指数)

(総務省編(2016)『地方財政白書(平成28年版)』P.42を基に作成)

税収データは平成26年度、人口は平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。税収額には地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除く。

次に、地方自治体が税を徴収する状況をみていく。本来、1年間に納付すべき金額(調定額という)に対し、実際に納付された金額(収入額という)の割合のことを徴収率という。この徴収率が自治体間でどのように推移しているのかを表したのが表1である。近年の比率(合計欄)をみていくと、道府県は約95~96%、市町村は93~95%近辺を推移していることが分かる(注2)。いずれも高い水準であると考えやすいが、本来の調定額に対して100%納付されるべき税金が納められないことは法律上、道徳上、あらゆる観点で問題である。しかも、この徴収率の算出にあたっては、表1に記載されている現年課税分と滞納繰越分の2区分を比較・整理する必要がある。前者は当該年度限りの税金であり、後者は過去に納付されなかった分の税金である。現年課税分は道府県・市町村いずれも99%に近い状態であるが、滞納繰越分は低いときは10%台、高いときでも30%台という極端な状態なのである。

表1のデータから分かることは、地方自治体はまずは徴収率を上げることが安定した税収確保に必須であり、そのためには現年分はもとより過去の滞納分をいかにして回収すべきかに成否が関係していることである。この点、国税と異なって地方税では、国税専門官のようなスペシャリストが存在しづらいため、自治体職員が自ら法知識やマニュアルを参考に業務遂行しなければならない。通常、自治体職員は役所内を3~5年辺りで転勤や配置替えが発生するため、国税専門

官よりも税金の専門的スキル等が定着しにくいなどの問題点が指摘されている。こうした問題点については、近年、自治体同士が協力して業務に当たる地域連合形態や国・都道府県・市町村による三税協力などが取り上げられている。実際に取り組みの成果などに注目していく必要がある。

表1 地方税徴収率の推移

＜道府県税＞			(単位:%)
区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成21年度	98.3	26.4	95.4
平成22年度	98.5	25.8	95.1
平成23年度	98.6	26.0	95.3
平成24年度	98.8	26.6	95.7
平成25年度	98.9	28.2	96.3
平成26年度	99.0	30.5	96.8

＜市町村税＞			(単位:%)
区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成21年度	98.0	19.8	93.3
平成22年度	98.2	20.6	93.3
平成23年度	98.4	21.4	93.7
平成24年度	98.6	22.5	94.2
平成25年度	98.8	24.0	94.9
平成26年度	98.9	24.4	95.5

(総務省編(2016)『地方財政白書(平成28年版)』P.30を基に作成)
道府県税は地方消費税を控除して算出。

4. おわりに

例年、地方の歳入規模は約100兆円レベルであり、そのうち税収が約3割、地方債が約1割、国からの補助金が約3割(注3)である。少子高齢化に伴う社会保障費の増大などを背景に、地方の歳出水準は増加傾向にあり、地方税収の落ち込みや横ばいは結果的に国への依存度脱却に足かせともなりえることから、地方税制改革を含めた対応は喫緊の課題のはずである。現内閣では、個人所得課税の見直し、法人税率の国際水準並みの引き下げに伴う課税ベースの拡充、消費税率引き上げタイミングの検討といった国税の重要課題に取り組んでいる。

地方自治体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定める「超過課税」を実施することができる。また、地方自治体は、地方税法で規定されている税目の他に、法定外普通税や法定外目的税を設定することができる。これらの裁量権は、自治体固有の諸事情を勘案して実施することができるため、実現

可能な取り組みとして期待されるものである。しかしながら、現状は一部の自治体に留まっている。歳出削減などの取り組みの他、住民への説明責任(アカウンタビリティ)といった課題を抱えていることが背景に考えられる。

今回、本稿で取り上げた内容は、地方税の現状と課題のほんのわずかな側面の一部分に過ぎない。問題点の解決には、もっと深掘りして調査・検討する必要があるのは言うまでもないことである。この点を留意したい。こうした中、地方自治体が安定した税源を確保できるような税制の確立を目指すことが肝要であるため、今後の取り組みに注視していく必要があるものと考えている。

(注 1) 一般的に、都道府県の地方税額から東京都が徴収した分を除いて表示する。

(注 2) 参考文献[4]によると、平成 19 年以前の徴収率を都市規模別にみていくと、政令指定都市は 93～95%台で最も高く、それ以外の市町村は 90～93%台などで推移していることが分かる。

(注 3) 主な補助金の内訳は、地方交付税が約 17%、国庫支出金が約 15%、地方譲与税が約 3%である。

参考文献

- [1] 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱」、財務省 HP。
- [2] 税務経理協会(2016)「全国市町村税率一覧(平成 28 年度)」『税経通信(2016 年 11 月号)』。
- [3] 総務省編(2016)『地方財政白書(平成 28 年版)』。
- [4] 地方財務協会(2009)『地方財政統計年報(平成 21 年版)』。